

# 平成29年度第1回 鳥取市景観形成審議会

平成29年8月30日

鳥取市役所本庁舎6階第1会議室

# 現 地 調 査

# 智頭街道1



## 智頭街道2



# 智頭街道3



# 智頭街道4



# 智頭街道5



# 花見橋通り1





## 花見橋通り2



# 花見橋通り3



# 花見橋通り4



# 花見橋通り5



# 若桜街道1



## 若桜街道2



## 若桜街道3



# 若桜街道4





# 若桜街道5



# 若桜街道6



# 詳 細 調 査

確認のポイント

【行為の制限】

・良好な景観の形成上重要な山地、海岸、河川、湖沼、歴史的遺産、街なみ等に対する周辺並びに展望地等からの眺望を妨げない位置とすること。

・久松山の眺望を阻害せず、かつ、周辺の景観から著しく突出した印象を与えない規模とすること。

具体的には、

久松山に対する若桜街道からの眺望を妨げない位置であること、

並びに

久松山を眺めた時に周辺の街なみから著しく突出した印象を与えない規模であること

という考えのもとで判定しました。

# 詳細調査 若桜街道1



# 詳細調査 若桜街道2



# 詳細調査 若桜街道3



# 詳細調査 若桜街道4





# 詳細調査 若桜街道5



# 詳細調査 若桜街道6



# 詳細調査 若桜街道7



# 詳細調査 若桜街道8

